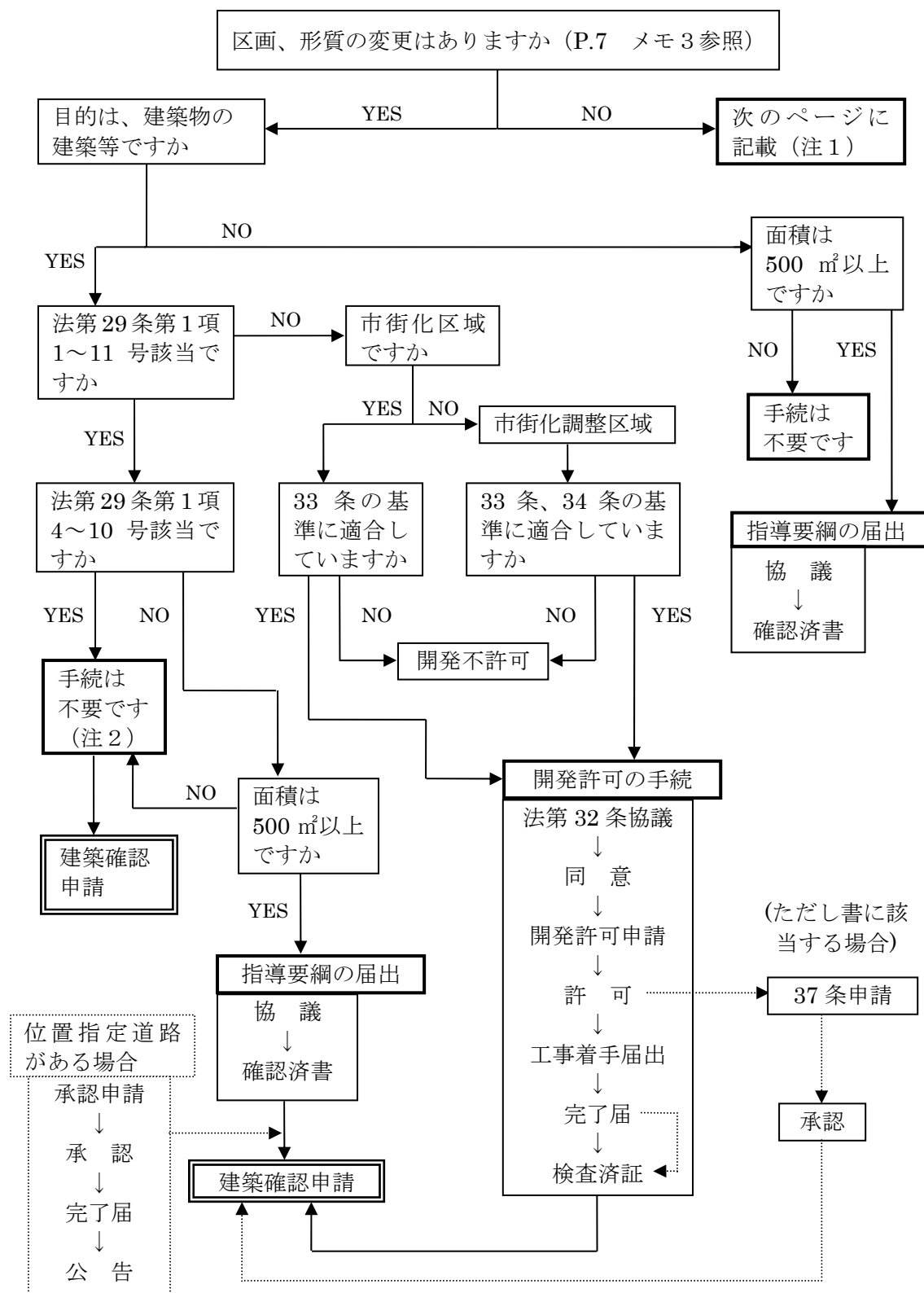


2. 線引都市計画区域の手順分岐フロー図（建築確認申請までの手続き一覧）



(注1) 既に宅地利用されていた場合は手続は不要です。

現状に至った経過によっては、開発行為等の扱いとなることがあります。

(注2) 要否については、指定確認検査機関と協議し、建築確認に適合証明書の添付が必要な場合は、事前に適合証明書交付申請をしてください。

(注3) 法第34条第11号及び12号に基づく区域指定は、本市ではありません。

